

事務連絡
平成23年1月6日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

平成23年度における都道府県単位保険料率の激変緩和措置について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴協会の管掌する健康保険の被保険者に係る一般保険料率については、平成21年9月から都道府県単位に設定されているところですが、平成30年3月までの間は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第31条等の規定に基づき、都道府県単位保険料率を定めるに当たって激変緩和措置を講ずることとなっております。これを受け、平成22年度の都道府県単位保険料率については、全国平均の保険料率（9.34%）との差を10分の1.5に調整して設定していただいているところです。

都道府県単位保険料率については、

- ① 激変緩和措置の適用期限である平成30年3月までに、本来の都道府県単位保険料率に毎年度着実に近づけていくことが求められている一方、
- ② 平成23年度の全国保険料率を9.50%（見込み）に引き上げる必要があることや、貴協会から変動幅をできるだけ小さくすることが適当であるとの強い御意見をいただいたことも踏まえて検討した結果、

平成23年度における激変緩和措置（全国平均の保険料率との差の調整割合）を10分の2として設定すべく、厚生労働大臣告示の制定を検討しております（1月下旬公布予定）。貴協会におかれては、当該方針を踏まえた御対応をお願いいたします。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。

23年度の協会けんぽ保険料率に係る激変緩和措置について

平成23年1月7日 全国健康保険協会

23年度の協会けんぽの保険料率については、昨年12月24日の当協会運営委員会において、全国平均で9.50%に引上げざるを得ない見通しを示しましたが、都道府県毎の保険料率の設定に必要な激変緩和措置について、厚生労働省から方針が示されましたので、お知らせします。

1. 23年度の激変緩和措置の水準について

21年10月納付分の保険料以降、全国一律の保険料率から都道府県毎の医療費水準に応じた保険料率に移行していますが、30年3月末までの間、激変緩和措置を行うことと規定されています。激変緩和措置については、22年度の10分の1.5から、23年度は10分の2となる予定です。正式には、1月下旬に官報告示される見込みです。

2. 23年4月納付分からの都道府県毎の保険料率の水準について

都道府県毎の保険料率は、1月7日から21日までに開催される各支部評議会において、支部事業計画とともに示されます。その後、1月31日開催の運営委員会の議を経て、協会から厚生労働省へ認可申請し、認可が得られれば、23年4月納付分（3月分）から新しい保険料率が実施されます。

◆支部評議会の日程

支部評議会は、次の日程で公開で開催されておりますので、傍聴される場合は、各支部にご連絡下さい。

1月7日 (金)	11日 (火)	12日 (水)	13日 (木)	14日 (金)	17日 (月)	18日 (火)	19日 (水)	20日 (木)	21日 (金)
神奈川	福島 山梨 愛知 東京	群馬 宮城 埼玉 長野 大阪 大分 佐賀	愛媛、 福井、 三重、 岐阜、 京都、 富山 広島 熊本 山口 沖縄 奈良	和歌山、 青森、 静岡、 山形、 鹿児島 香川、 長崎、 岩手、 新潟	秋田 北海道 島根 徳島 兵庫	鳥取 茨城 高知 石川	栃木 千葉	福岡 滋賀	宮崎 岡山

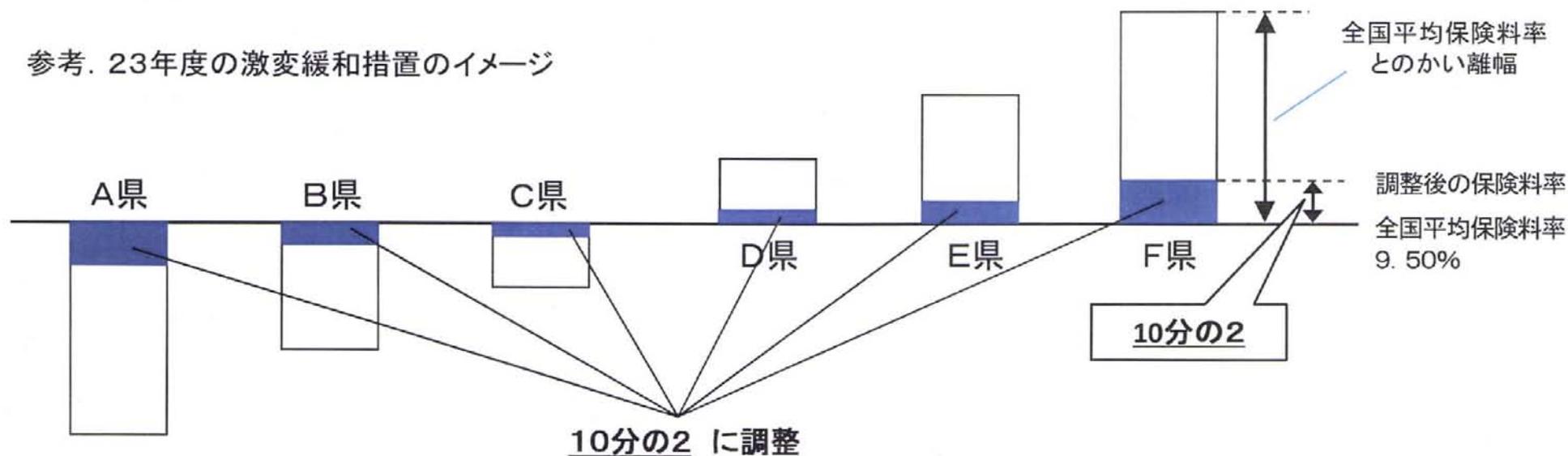
◆都道府県毎の保険料率の設定方法

都道府県毎の年齢構成の違いに伴う医療費の差及び所得水準の違いについては、都道府県間で相互に調整した上で、保険料率を設定しています。これにより、都道府県毎の医療費水準が保険料率に反映されます。

◆激変緩和措置

30年3月末までは、都道府県間の保険料率の差を小さくした上で、保険料率を設定することとなっており、21年度は実際の保険料率と全国平均保険料率との差が1/10に調整され、22年度は1.5/10に調整されています。

参考. 23年度の激変緩和措置のイメージ



参考. 全国平均保険料率と激変緩和措置の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保険料率							8.2%	9.34%	9.50% (見込み)
激変緩和措置							1/10 10月納付分~	1.5/10	2/10 (見込み)

※21年9月納付分までは全国一律の保険料率